

平成26年度 業務報告



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「①食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。②検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念の下、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

このような中、平成26年度においても、肥料、農薬、飼料といった農業生産資材における安全等の確保や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、的確に実施しました。また、農薬の使用によりへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の状況を調査するため、都道府県から送付された蜜蜂試料について農薬の定量分析を行い、これらの結果を農林水産省に報告しました。

平成26年度は第3期中期目標期間の最終年度であり、効率的かつ効果的に業務を推進した結果、年度計画及び中期計画をほぼ達成することができ、農林水産大臣の評価において所期の目標を達成しているとの総合評価を受けました。

本書は、FAMICの平成26年度の業務実績全体を整理したものであり、本書を通じて関係者みなさまのお役にたてば幸いです。

平成27年11月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木村 真人

目 次

はしがき

I 総説

1 業務の目的及び内容	1
2 各事務所の所在地	2
3 資本金の総額及び政府の出資額	2
4 役員	2
5 常勤職員数	2
6 沿革	3
7 設立根拠法	4
8 主務大臣	4
9 組織図	4

II 業務の内容及び実績

1 平成26年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要	6
2 肥料関係業務	
(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査	8
(2) 肥料の立入検査	9
(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査	10
(4) 大臣等確認検査	10
(5) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導	11
(6) 放射性物質の測定対応	11
3 農薬関係業務	
(1) 農薬の登録検査	12
(2) 農薬GLP制度に基づく査察	13
(3) 農薬の立入検査	14
(4) 農薬の適正使用に係る農産物の残留状況分析	14
(参考) 平成26農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ	15
4 飼料及び飼料添加物関係業務	
(1) 飼料安全法に基づく立入検査	18
(2) ペットフード安全法に基づく立入検査	19
(3) 特定添加物の検定に関する業務	20
(4) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導	21
(5) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等	21
(6) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査	22
(7) 大臣等確認検査	22
(8) モニタリング検査	23
(9) 放射性物質の測定対応	23

5	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	24
6	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	
(1)	食品表示の監視	25
(2)	登録認定機関、認定事業者等に対する調査等	28
(3)	農林物資等の立入検査等	30
(4)	J A S規格の見直し等	31
7	リスク管理に資するための有害物質の分析業務	33
8	国際関係業務	
(1)	I S Oの国内審議団体としての活動	35
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	36
(3)	農林物資の品質等に関する国際食品規格（C o d e x）への対応	36
(4)	国際協力	36
(5)	国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとしての の飼料の安全性に関する活動	37
9	カルタヘナ担保法関係業務	38
10	依頼検査	38
11	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	39
12	情報提供業務	
(1)	ホームページ、メールマガジン、広報誌	40
(2)	相談業務	40
(3)	講習会・研修会	41
13	調査研究業務	42
III その他		
1	内部統制	47
2	環境に配慮した活動	48

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。

イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。

エ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。

ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。

ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。

コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。

サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。

② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。

ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査及び同法第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査

イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問

ウ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査

エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去

オ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取

カ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査

キ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部：小平市鈴木町2-772
横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル
：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
神戸センター：神戸市中央区港島南町1-3-7
福岡センター：福岡市東区千早3-11-15

3 資本金の総額及び政府の出資額 (単位：百万円)

項目	年度
	平成26年度
政府出資金	10,172
その他出資金	—
資本金合計	10,172

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成27年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	木村 真人	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	
理事	角谷 徳道	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	総合調整・食品等検査
	片山 信浩 曾根 一人	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	評価・肥飼料検査 農薬検査
監事	二階堂 孝子	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (前任者の残任期)	
	碓井憲男(非常勤)	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (再任)	

5 常勤職員数

634人 (平成27年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1896 1899	・生糸検査所設置(明治29年)	・「肥料取締法」制定(明治32年)	
1947		・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始(明治32年)	
1948	・「輸出品取締法」制定(昭和23年)	・肥料検査所の設置(昭和22年)	・農林省農薬検査所設置(昭和22年・北区西ヶ原)
1949	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始(昭和24年)		・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始(昭和23年)
1950		・「肥料取締法」全面改正(昭和25年)	・北多摩郡小平町(現小平市)に生物課が移転(昭和23年)。(以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了)
1951	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる(昭和26年)		
1953		・「飼料の品質の改善に関する法律」制定(昭和28年)	
1954		・畜産局飼料課分室(分析機関)を設置(昭和28年)	
1957	・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」制定(昭和32年)	・飼料検査業務を開始(昭和29年)	
1960		・飼料検査所を設置(昭和35年)	
1963		・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥料検査所となる(昭和38年)	・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正(昭和38年)
1970	・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に改正され、JAS業務が主体になる(昭和45年)		
1971			・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正(昭和46年)
1972 1975	・農林規格検査所と改称(昭和47年)	・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」に改正(昭和50年)	
1976	・消費者相談窓口を設置(昭和51年)		
1980	・生糸検査所を統合(昭和55年)		
1982	・企業相談窓口を設置(昭和57年)		
1984			・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始(昭和59年)
1985		・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始(昭和60年)	
1990	・微量物質等の分析業務を開始(平成2年)		
1991	・農林水産消費技術センターに改組(平成3年)		
1997	・「輸出検査法」廃止(平成9年)		
1999		・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正(平成11年)	
2000	・「独立行政法人農林水産消費技術センター法(センター法)」制定(平成11年)	・「独立行政法人肥料検査所法」制定(平成11年)	・「独立行政法人農薬検査所法」制定(平成11年)
2001	・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年)		
2001	・独立行政法人となる(平成13年)	・独立行政法人となる(平成13年)	・独立行政法人となる(平成13年)
2002		・BSE特別措置法制定(平成14年)	・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正(平成14, 15年)
2003		・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正(平成15年)	
2004	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行(平成16年)		
2006	・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年)		
2007	・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月)		
2008	・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」制定(平成20年)		
2009	・「JAS法」改正、原産地表示の偽装に対する直罰規定導入(5月)、消費者庁設置に伴うJAS法改正(9月)(平成21年)		
2013	・「食品表示法」制定(6月)(平成25年)		
2014	・「独立行政法人通則法」改正(平成26年)		
2015	・行政執行法人となる(平成27年)		

7 設立根拠法

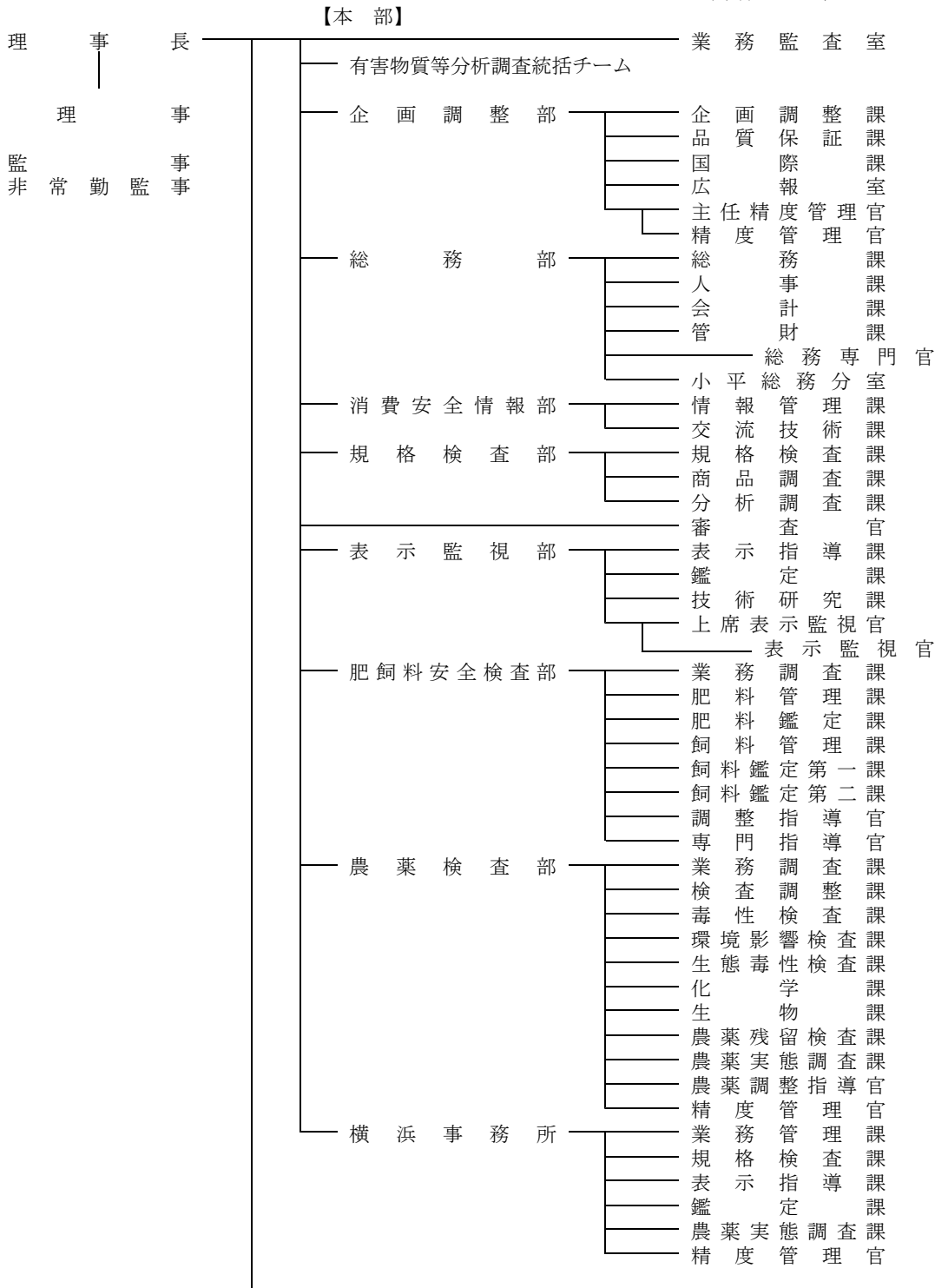
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

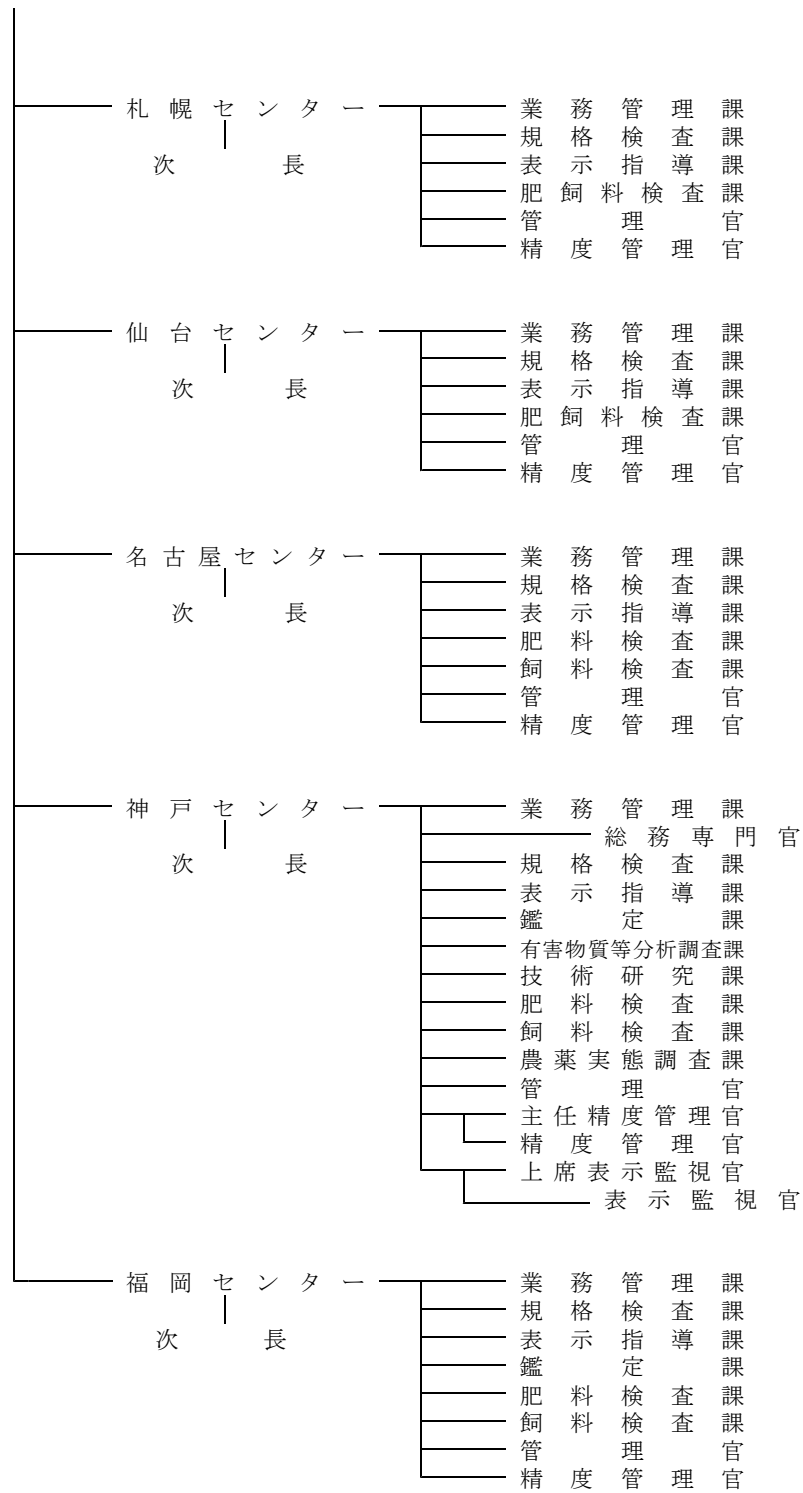
8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

（平成27年3月31日現在）





II 業務の内容及び実績

1 平成26年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要

平成26年度においても、FAMICでは肥料、農薬、飼料といった農業生産資材における安全性等の確保に関する業務や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、業務の的確な実施に努めました。その中で特徴的な取組と成果は以下のとおりです。

- ① 農薬の使用によりへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の状況を調査するため、都道府県から送付された蜜蜂試料について農薬の定量分析を行い、これらの結果を農林水産省に報告しました。なお、平成26年度に新たに分析対象として追加された農薬に係る分析法の確立と妥当性確認を行いました。
- ② 農林水産省による実態調査（サーベイランス）に資するため、民間の分析機関において測定した結果を検証するための菓子類中のアクリルアミドの分析調査を行い、その結果を農林水産省に報告しました。
- ③ 平成19年以降、米国において主に中国産のペット用ジャーキーに起因すると疑われるペットの健康被害が報告されていることから、国内で市販されている中国産のペット用ジャーキー18製品について、メラミン及び農薬（26成分）の含有量調査を実施し、その結果を農林水産省に報告するとともにホームページに公表しました。
- ④ 食品表示の監視業務について、6,091件（生鮮食品1,218件、加工食品4,873件）の科学的検査を行い、疑義が認められた151件（生鮮食品74件、加工食品77件）を農林水産省に報告しました。
- ⑤ JAS規格の制定又は確認等について、農林水産大臣が作成した平成26年度「日本農林規格の制定等に関する計画」に従って、農林水産大臣から指示を受けて8品目17規格について規格調査を実施しました。

また、平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に対応し、引き続きメールマガジンを活用した調達情報の提供を行い、応札業者の拡大に努めました。また、契約監視委員会において、契約状況の点検・見直しについて審議及びフォローアップを行うとともに、平成25年度に引き続き2カ年度連続して一者応札・応募であった事案については『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、改善に向けた取組内容等を記載した「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、ホームページで公表するとともに、改善への取組としてアンケートによる事業者への聞き取りを行いました。

さらに、平成24年6月1日に行政改革実行本部で決定された「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」に基づき、公益法人への支出状況等をホームページに公表し適切に対応しました。

平成22年11月26日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された主要な事務及び事業の改廃に関する「勧告の方向性」及び平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に対応するため、引き続き「自己収入の拡大」に関する取組として講習事業に係る手数料の有料化及び「相談窓口業務見直し」に関する取組として技術的な情報提供業務の重点化を実施しました。また、「事務所等の見直し」に関する取組として、門司事務所の福岡センターへの移転・統合を平成25年度に完了し、平成26年4月1日から新体制により業務を行っています。

平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成26年4月15日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が第186回通常国会に提出され、6月6日に可決、6月13日に公布されました。

これらの法律は平成27年4月1日に施行され、FAMICは、国の相当な関与の下に、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を単年度ごとの目標・計画に基づき正確・確実に執行することが求められる「行政執行法人」となり、役職員には引き続き国家公務員の身分が付与されることになりました。

また、FAMICの第3期中期目標期間は当初の5年間から4年間に短縮され平成26年度までとなり、平成27年度からは年度目標・事業計画に基づき事務・事業を執行することになりました。

このほか、当該閣議決定の「各法人等について講ずべき措置」として、「農薬等の登録検査業務に関しては、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明化を図る。」こととされました。これに的確に対応するため、農林水産省との連携を密にしながら検討を進めています。

FAMICは、行政執行法人として「肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の安全確保、食品等の品質の改善・表示の適正化を図るための農林水産行政施策に技術的側面から貢献する」使命を果たすため、これまで以上に業務運営の効率性と質の向上を図り、国民の皆様の期待に応えるべく、役職員一同その果たすべき役割を十分に認識し、高い使命感と倫理観を持つて的確に業務を推進して参ります。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならないとされています。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、FAMICは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載内容及び肥料の見本について次の調査を行っています。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類（公定規格への適合及び安全の確保）、肥料の名称の妥当性及び保証成分等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主成分及び有害成分について見本に添付されている分析データの確認を行い、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植物に対する有害性（以下「植害」という。）の有無等の確認を行っています。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書の記載内容について、主成分の含有量及び効果その他の品質に関する事項、肥料の名称の妥当性に関する事項、植害の有無に関する事項等の確認を行っています。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主成分及び有害成分について見本に添付されている分析データや分析方法の妥当性等に関する確認や、また、必要に応じて見本の成分分析、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定により、肥料の効果及び植害の有無等の確認を行っています。なお、仮登録された肥料については、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っています。

平成26年度は、899件の登録申請、1件の肥効試験を行いました。なお、仮登録申請はありませんでした。（表2-1）

表2-1 登録申請件数等

区 分 \ 年 度	平成26年度
登録申請件数	899
仮登録申請件数	0

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っています。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、立入検査時における現地指導を行うほか、BSE（牛海綿状脳症）のまん延防止対策に関する違反などについては、改善のための技術的助言を行い確実な実行を確保する等所要の指導を行っています。

立入検査した際に収去した肥料については、分析・鑑定等を行い、その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ講評（品質管理に関する評価結果及び分析結果の合否等の通知）を行うとともに、農林水産省に検査結果を報告し、農林水産省が検査の概要を公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っています。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は生産等業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、保証票検査、包装容器の表示、品質管理の実施の有無に関する検査等を実施しています。

また、重金属含有のおそれが高い汚泥肥料にあつては品質管理を行うことが重要であることから重金属管理手引書が農林水産省から発出されており、その普及に努めています。

さらに、次年度の立入検査実施方針の策定に資するため、品質管理がより必要な事業場及び牛の部位を使用して肥料生産を行う事業場リストを整備し、農林水産省と情報共有するなどにより効率的な検査を行うこととしています。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について成分分析を行っています。また、必要に応じ、異物の混入、使用原料、表示物質、化学組成等を確認するために鑑定を行うこととしています。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行うこととしています。

平成26年度は、534事業場に立入検査を実施し、376点の肥料又は肥料原料を収去しました。検査の結果、36点が不合格となり、そのうち4点が有害成分の基準値超過し、農林水産省が指導を行いました。（表2-2）

表2-2 立入検査件数・収去・分析等点数

区 分	年 度	平成26年度
立入検査事業場数		534
収去点数		376
	うち不合格点数（不合格率%）	36（9.6）
農林水産省が指導した件数		4

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

FAMICでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っています。

ア 仮登録肥料の公定規格設定に関する調査

農林水産省から公表されている「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」に基づき、仮登録肥料について肥効試験を行い、農林水産大臣に報告しています。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの公定規格等の改正に関する申し出について、その内容を技術的に調査し、調査結果及び改正の対処案等の意見を農林水産省へ報告しています。

平成26年度は、アの仮登録肥料の公定規格設定に関する調査を1件実施しました。イの公定規格等の改正に関する申し出の事案はありませんでした。(表2-3)

表2-3 肥料公定規格の設定等に関する調査件数

区 分 \ 年 度	平成26年度
仮登録肥料の公定規格設定に関する調査件数	1
公定規格等改正申し出処理件数	0

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため製造・出荷が停止された肥料について、安全性に関する措置が確保されると確認されたものについて、製造・出荷の停止が解除されています。このうち牛の部位を原料とする肉骨粉等については、農林水産大臣の指示に基づきせき柱等が混合しない工程で製造していること等を確認する検査(大臣確認検査)、肥料原料用の豚、家きん等に由来する肉骨粉等について製造基準に適合していることを確認する検査(センター確認検査)を行っています。

平成26年度は、大臣確認検査13件、センター確認検査54件を実施しました。(表2-4)

表2-4 大臣等確認検査実績

区 分 \ 年 度	平成26年度
大臣確認検査 (注1)	13
センター確認検査 (注2)	54

注1 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(5) 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導

安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関して「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及する取組を行っています。

平成26年度は、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者に対して内容の周知を行うとともに、汚泥肥料の生産事業場の立入検査時に、品質管理等の普及・指導を行いました。(表2-5)

表2-5 汚泥肥料の重金属手引書の普及・指導実績

区 分	年 度
	平成26年度
新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者数	27
汚泥肥料生産事業場立入検査件数	331

(6) 放射性物質の測定対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、農林水産省の依頼を受け、汚泥肥料等79件の放射性物質の測定を行いました。(表2-6)

表2-6 肥料等の放射性物質測定実績

区 分	測定試料数
たい肥 (牛ふん堆肥等)	3
汚泥肥料	76
合 計	79

3 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、適用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告しています。

ア 平成26年度の検査状況

平成26年度に検査を終了したものは表3-1のとおりでした。

この他、1, 231件の農薬について再登録に係る検査を行いました。

表3-1 農薬登録検査報告件数

分類	指示件数(注1) (当年度+継続分)	検査報告件数
基準必要(注2)	572	123
上記以外	1,664	1,075

注1 指示件数：前年度から検査を継続し、平成26年4月1日時点での検査未了農薬を含む。

注2 基準必要：農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬。

イ 農薬の審査報告書の公表

新しい有効成分の農薬の登録にあたって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、フルキサピロキサド、フルオピラム、ヘキサジノン、トプラメゾン及びエタボキサムについて農林水産省と共同で審査報告書を作成し、農林水産省のホームページで公表しました。

ウ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置しています。平成26年度においては、微生物農薬検討会を1回、農薬使用時安全性検討会を2回開催しました。

(2) 農薬G L P制度に基づく査察

平成26年度の査察状況

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性及び残留性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からG L P (Good Laboratory Practice) に係る制度が設けられています。G L P制度とは、試験成績の信頼性を確保することを目的とした試験施設に対する監査制度で、G L P基準に従った管理、運営状況及び試験成績の作成状況について査察を行っています。査察の対象とする試験範囲は、以下の64項目となっています。

- ・ 毒性試験（急性毒性、慢性毒性、発がん性など）【毒性】 32項目
- ・ 物理的・化学的性状試験（蒸気圧、溶解度、土壌吸着など）【物化性】 15項目
- ・ 水産動植物への影響試験（魚類、ミジンコ類、藻類）【水生】 10項目
- ・ 生体内等代謝（動態）試験（動物、植物、家畜、土壌、水）【代謝（動態）】 5項目
- ・ 残留性試験（農作物、家畜）【残留】 2項目

平成26年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった16試験施設について実施しました。（表3-2）

表3-2 G L P試験施設査察実施状況

査察実施試験施設数					
総施設数	適用対象試験分野内訳				
	毒性	物化性	水生	代謝(動態)	残留
16	6	5	2	3	9

(3) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っています。

平成26年度においては、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に20都道府県下の72製造場について立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、22点の農薬を集取し、品質、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行い、農林水産大臣に報告しました。(表3-3)

表3-3 製造場に対する立入検査状況 (平成26年4月～平成27年3月)

立入検査実施都道府県数	立入検査件数	集取農薬数
20	72	22

(4) 農薬の適正使用に係る農産物の残留状況分析

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき農産物中の残留農薬の分析を行っています。

平成26年度においては、野菜・果実951件及び米穀51件についての分析を行い、分析結果は農林水産省に迅速に報告しました。(表3-4)

表3-4 農産物の残留農薬分析件数

品目	分析件数
野菜・果実	951
米穀	51

(参考) 平成26農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成26農薬年度(平成25年10月1日～平成26年9月30日)に登録された農薬は、新規登録171件、再登録1,220件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録(適用拡大等)1,124件でした。前農薬年度に比べると、事項変更登録は増加しましたが、新規登録及び再登録は減少となりました。

新規登録された有効成分は12(殺虫剤4、殺菌剤4、除草剤2、その他2)であり、これらの新規有効成分を含む農薬は20種類(殺虫剤6、殺菌剤9、殺虫殺菌剤2、除草剤2、その他1)、22銘柄が登録されました。既登録有効成分の農薬は120種類(殺虫剤26、殺菌剤21、殺虫殺菌剤14、除草剤52、植物成長調整剤3、その他4)、149銘柄が新たに登録されました。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤39件(22.8%)、殺菌剤36件(21.1%)、殺虫殺菌剤21件(12.3%)、除草剤66件(38.6%)、植物成長調整剤3件(1.8%)、その他6件(3.5%)でした。(表3-5及び表3-6)

表3-5 農薬年度別登録件数

種類 \ 農薬年度	22	23	24	25	26
新規登録	315 (100.0)	182 (100.0)	156 (100.0)	230 (100.0)	171 (100.0)
殺虫剤	67 (21.3)	26 (14.3)	27 (17.3)	35 (15.2)	39 (22.8)
殺菌剤	51 (16.2)	20 (11.0)	28 (17.9)	38 (16.5)	36 (21.1)
殺虫殺菌剤	42 (13.3)	33 (18.1)	23 (14.7)	28 (12.2)	21 (12.3)
除草剤	135 (42.9)	83 (45.6)	55 (35.3)	127 (55.2)	66 (38.6)
農薬肥料	8 (2.5)	9 (4.9)	9 (5.8)	1 (0.4)	0 (0.0)
殺そ剤	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
植物成長調整剤	1 (0.3)	5 (2.7)	7 (4.5)	0 (0.0)	3 (1.8)
その他	10 (3.2)	6 (3.3)	7 (4.5)	1 (0.4)	6 (3.5)
再登録	1,283	1,223	1,248	1,348	1,220
登録事項変更登録	1,295	1,426	1,203	1,101	1,124

注 平成26年9月末日現在 有効登録件数4,339件

- ・平成24、25、26農薬年度の3ヶ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ヶ年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・()内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

表3-6 新規登録農薬の内訳

含有する有効成分別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	31	25	0	17	0	3	6	82
2種混合剤	8	10	14	13	0	0	0	45
3種混合剤	0	1	6	29	0	0	0	36
4種混合剤	0	0	1	7	0	0	0	8
5種混合剤	0	0	0	0	0	0	0	0
計	39	36	21	66	0	3	6	171

2 新規有効成分の登録

平成26農薬年度には12種類の新規有効成分が登録されました。これらの新規有効成分の種類及び化学名等は表3-7のとおりです。

表3-7 平成26農薬年度に登録された新規有効成分

区分	種類名	農薬名	新規有効成分の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	ヒメカメノコテントウ	カメノコS	ヒメカメノコテントウ	住化テクノ	H26. 1. 15	剤(100頭/300ml)	野菜類(施設栽培)(アブラムシ類)
	ヨーロッパトビチビアメハチ	ヨーロッパトビチビアメハチ	ヨーロッパトビチビアメハチ	日本養蜂協会	H26. 1. 29	剤(80頭/袋)	れんげ(アルファファタコゾウムシ)
	メタリジウムアノソプリエ	ハイレーツ粒剤	メタリジウム アノソプリエSMZ-2000株	アリスタ	H26. 2. 26	粒剤(1×10 ⁷ CFU/g)	なす(施設栽培)(アザミウマ類)
	シアントラニプロール	エスヘランサ、他	3-プロモ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルハモイル)ピラゾール-5-カルボキサンリド	クマイ化学	H26. 5. 16	水和剤(18.7%)	芝(シキリヨウ、他)、他
殺菌剤	ヘンフルフェン	オブテインフロアブル	2'-[(RS)-1,3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサンリド	ハリエルクロップサイエンス	H25. 10. 21	水和剤(22.7%)	日本芝(葉腐病(レースハッチ)、他)
	ヒリオフェニン	フロハティフロアブル、他	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチル-3-ピリジル)(4,5,6-トリメトキシ-オトリル)メタン	石原産業	H25. 10. 22	水和剤(26.8%)	小麦(うどんこ病、他)、他
	アメトクトラジン	サンプロフロアブル、他	5-エチル-6-オクチル[1,2,4]トリアゾロ[1,5-a]ピリミジン-7-アミン	BASFシージャパン	H26. 4. 24	水和剤(18.9%)	ばれいしょ(疫病)、他
	ハチルスアミロリクエファシエンス	インプレッションクリア	ハチルス アミロリクエファシエンス AT-332株の生芽胞	エステイアス	H26. 5. 28	水和剤(5×10 ⁹ CFU/g)	野菜類(うどんこ病、他)、他
除草剤	フェノキサスロン	スパーダ顆粒水和剤	3-[(2,5-ジクロロ-4-エトキシベンジル)スルホニル]-4,5-ジヒドロ-5,5-ジメチル-1,2-オキサゾール	理研グリーン	H26. 5. 16	水和剤(75.0%)	日本芝(一年生イネ科雑草)、他
	ヒロキサスロン	ソリスト顆粒水和剤	3-[5-(シフルオロメトキシ)-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)ピラゾール-4-イルメチルスルホニル]-4,5-ジヒドロ-5,5-ジメチル-1,2-オキサゾール	クマイ化学	H26. 7. 10	水和剤(85.0%)	日本芝(一年生雑草)

区分	種類名	農薬名	新規有効成分 の化学名	会社名	登録 年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
その他	(E, Z)- 4,6-ヘキサ テカジ [®] エニ ル=アセタート (マシニッサル アの一成分)	ハタムシコン	(E, Z)-4,6-ヘキサテ [®] カジ [®] エニル=アセタート	信越化学	H25.12.4	剤(67.1%)	かき(カキノハタ ムシカ [®])
	(E, Z)- 4,6-ヘキサ テカジ [®] エナ ール(マシニッ サルアの一成分)	ハタムシコン	(E, Z)-4,6-ヘキサテ [®] カジ [®] エナール	信越化学	H25.12.4	剤(6.1%)	かき(カキノハタ ムシカ [®])

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料安全法に基づく立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等への立入検査を行い、飼料等の収去を行っています。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害物質が指導基準以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っています。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っています。

平成26年度は、505事業場に立入検査を実施し、732点の飼料等の分析を実施しました。
(表4-1)

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	平成26年度
検査箇所数		505
収去件数		732
うち不合格件数(不合格率%)		1(0.1)
分析成分点数		5,491

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) ペットフード安全法に基づく立入検査

ペットフード安全法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、愛玩動物用飼料等の集取を行っています。

立入検査した際に集取した愛玩動物用飼料及びその原料については分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告しています。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表しています。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っています。

ア 立入検査の内容

製造現場において愛玩動物用飼料及びその原料、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施しています。

イ 集取品の分析

集取した愛玩動物用飼料（農林水産省が集取したものを含む。）について、規格に適合しているか等について分析を行っています。

平成26年度は、65事業場に対して立入検査を実施し、122点の愛玩動物用飼料の分析を実施しました。（表4-2）

表4-2 立入検査及び集取品の検査成績

区 分	年 度	平成26年度
検 査 箇 所 数		65
集 取 件 数		122
うち不合格件数		0
分 析 成 分 点 数		150

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(3) 特定添加物の検定に関する業務

飼料安全法において、特定添加物〔飼料添加物に指定されている抗生物質製剤〕については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、または登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す表示を付したものでなければ販売してはならないとされています。

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の製造業者及び輸入業者からの申請に基づき、特定添加物の製造又は輸入ロット毎に試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っています。

平成26年度は、特定添加物の検定を180件実施しました。(表4-3)

表4-3 特定添加物の検定実績

区 分 \ 年 度	平成26年度
特定添加物の検定件数	180
うち不合格件数	0

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等（インド産落花生の油かす及び特定添加物）の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施しています。

平成26年度は、特定添加物製造業者の調査を3件実施しました。(表4-4)

表4-4 特定添加物製造業者の調査実績

区 分 \ 年 度	平成26年度
更新調査	2
変更調査	1

(4) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るための共通試料を用いた試験を実施するとともに、検定実績のある登録検定機関に対する調査を行い、それら登録検定機関の技術水準の確認及び必要な技術指導を行っています。

平成26年度は、登録検定機関の技術水準の確認試験を6機関7事業所に対して実施し、試験の結果、技術的指導を2件実施しました。

また、検定実績のある登録検定機関1機関1事業所に対する調査を実施しました。（表4-5）

表4-5 登録検定機関に対する確認試験数

区分 \ 年度	平成26年度
登録検定機関確認試験数 (うち指導件数)	7 (2)
登録検定機関調査件数	1

(5) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 農林水産省で行われる飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格、検討資料等の妥当性の調査を要請に応じて行っています。

平成26年度は、25-ヒドロキシコレカルシフェロール及びバチルス サブチルスの成分規格の設定について、試験法の検証等を実施し農林水産省へ報告しました。また、L-カルニチン及びフィターゼの成分規格設定案について、試験法の検証等を開始しました。

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）の適用対象試験に対する飼料添加物GLP査察を実施しています。

平成26年度は、該当する事案はありませんでした。

(6) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場について、ガイドラインへの適合状況の確認検査を行っています。

平成26年度は、配合飼料等製造事業場54ヵ所に対して抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を実施しました。(表4-6)

表4-6 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分 \ 年度	平成26年度
配合飼料事業場	51
飼料添加物事業場	3

(7) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、農林水産大臣の指示に基づき①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについて確認をする検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについて確認をする検査、③動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについて確認をする検査、④輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについて書類により確認をする検査(大臣確認検査)及び肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについて確認をする検査(センター確認検査)を行っています。

平成26年度は、①～③の大臣確認検査240件、④の大臣確認検査182件及びセンター確認検査45件を実施しました。(表4-7)

表4-7 大臣等確認検査数

区分 \ 年度	平成26年度
大臣確認検査①～③(注1)	240
大臣確認検査④(注1)	182
センター確認検査(注2)	45

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月1日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(8) モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施しています。

平成26年度は、2,321件のモニタリング検査を実施しました。(表4-8)

表4-8 モニタリング検査件数

区 分	年 度	平成26年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査		177
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査		1,382
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査		321
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定		441
計		2,321

(9) 放射性物質の測定対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、周辺広域地域において放射性物質による汚染が生じました。このことから、農林水産省の依頼を受け、飼料原料等199件中の放射性物質測定を行いました。(表4-9)

表4-9 飼料等の放射性物質測定実績

区 分	測定試料数
牧草	6
飼料原料	193
計	199

5 土壤改良資材関係業務

(1) 土壤改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、土壤改良資材の品質表示についての指導及び集取を行っています。

集取品については本部において試験を実施し、品質表示内容の適合性を判定して、その結果について立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っています。講評の際、必要に応じて改善について技術的助言を行い、表示の適正化を図っています。

ア 立入検査の内容

土壤改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施しています。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壤改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施しています。

平成26年度は、31事業場に立入検査を実施しました。また、20点を集取し、試験の結果、7点について改善の技術的助言を行いました。(表5)

表5 立入検査の実績

区 分	年 度	平成26年度
立 入 検 査 事 業 場 数		31
集 取 点 数		20
改善の技術的助言を行った件数		7

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか等について、各種の成分分析、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析等による食品表示の真正性を確認するための科学に基づく検査（以下「科学的検査」という。）を、毎事業年度6,000件以上実施しています。

また、遺伝子組換えの表示対象食品にあつては、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては、分別生産流通管理（IPハンドリング）が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（以下「IP調査」という。）を行っています。

さらに、事業者間取引における食品表示の監視については、農林水産省が行う調査と連携して、検査を実施しています。

平成26年度は、食品表示の科学的検査を、合計6,091件実施しました。（表6-1）

検査の結果、疑義が認められたもの（生鮮食品74件、加工食品77件）について、農林水産省に報告しました。

表6-1 食品表示の科学的検査の件数

区 分	検査件数	農林水産省報告 件数
生鮮食品	1,218	74
加工食品	4,873	77
計	6,091	151

主な検査結果は、以下のとおりです。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うFAMICの各地域センター、実施時期等を調整して1,744件実施しました。（表6-2）

検査の結果、疑義が認められたもの等（生鮮食品67件、加工食品22件）について農林水産省に報告しました。

表6-2 食品の産地表示に関する検査件数（表6-1の内数）

品 目		検査件数
生鮮食品	かぼちゃ	100
	さといも	100
	たまねぎ	114
	ねぎ	100
	まつたけ	26
	まぐろ	150
	あさり	100
	しじみ	100
加工食品	乾しいたけ	80
	ジャム類	15
	うどん	50
	いりさや落花生	1
	牛肉加工品	42
	はちみつ	40
	あじ加工品	50
	さば加工品	100
	うなぎ加工品	202
	たこ加工品	100
	乾燥わかめ	26
	塩蔵わかめ	92
	こんぶ	45
	干のり	111
計	1,744	

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して380件実施しました。（表6-3）

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性のあるものは57件（生鮮食品10件、加工食品47件）あり、IP調査を行いました。IP調査の結果、不適切な原料使用が疑われた1件について、農林水産省に報告しました。

表6-3 遺伝子組換え食品の検査結果（表6-1の内数）

区 分	確認検査件数	検出件数
生鮮食品	74	10
加工食品	306	47
計	380	57

ウ 事業者間取引における検査

農政局地域センター等との連携調査において生鮮食品159件を入手し、検査を実施しました。
また、疑義が認められたため行った立入検査等において33件（生鮮食品24件、加工食品9件）を入手し、検査を実施しました。

エ 食品表示110番への対応

食品表示110番等を通じて寄せられた疑義情報50件について、農林水産省関係部局等に報告しました。

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する調査等

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度です。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりです。

- ① 農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請します。
- ② 申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行います。
- ③ 認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができます。

ア 登録申請等に係る調査

農林水産省の指示により、登録認定機関として新規の登録又は登録の更新を申請する機関並びに登録内容の変更の届出を行う機関に対し、技術上の調査を実施しています。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC 17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行うもので、その結果を農林水産省に報告しています。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を実施しています。（以下登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成26年度は、新規の登録申請1件、更新申請54件、登録内容の変更の届出316件に対応し、計371件（うち登録外国認定機関52件）の技術上の調査を実施しました。（表6-4）

表6-4 技術上の調査件数

区 分	新規申請	更新申請	変更届出	計
登録認定機関	0	45	274	319
登録外国認定機関	1	9	42	52
計	1	54	316	371

イ 定期的調査・是正要求

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、以下により毎年1回の定期的調査を行っています。また、調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認しています。

- 事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査
- 認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場に立会って行う調査
- JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているかを確認するための検査

平成26年度は、登録認定機関等の定期的調査を、立会調査及び格付品検査の結果も踏まえ、115機関(132事業所)に対して実施し、調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた60機関に対しては文書による是正要求を行いました。

(表6-5)

表6-5 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	調査実施機関数 (事業所調査数)	立会調査件数	JAS格付品検査件数
飲食料品	13(18)	83	190
林産物	14(21)	54	107
畳表及び生糸	2(2)	5	5
生産情報公表牛肉等	13(13)	10	4
有機農産物等	73(78)	233	463
計	115(132)	385	769

注 ()内は、調査を実施した事業所数である。

(3) 農林物資等の立入検査等

(1)の食品表示の科学的検査及び(2)のイの定期的調査・是正要求における調査の結果並びに食品表示110番等に寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者、登録認定機関及び認定事業者に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施しています。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行（協力調査）、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査（確認調査）も実施しています。

平成26年度は、立入検査を21件、任意調査を7件、協力調査を10件及び確認調査を1件実施しました。（表6-6）

このほか、事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等と連携して任意調査を93件（106事業所）実施しました。

表6-6 立入検査等実施件数

区 分	立入検査等合計		食品表示関係		JASマーク関係	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	21	29	17	25	4	4
任意調査	7	18	5	13	2	5
協力調査	10	13	10	13	0	0
確認調査	1	3	1	3	0	0
計	39	63	33	54	6	9

(4) J A S規格の見直し等

農林水産大臣は、J A S規格を制定しようとする場合及び既存のJ A S規格の内容が適正であるかどうかを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しようとする場合はあらかじめ農林物資規格調査会の議決を経る必要があります。

J A S規格の制定並びに確認、改正及び廃止については、その手続きの透明性を確保するために、農林水産大臣は、毎年度「日本農林規格の制定等に関する計画」を作成し、これに基づき、規格調査を調査実施法人に指示するとともに、J A S規格の原案の作成を原案作成機関に指示します。

F A M I Cは、「日本農林規格の制定等に関する計画」に従って、農林水産大臣から指示を受け、規格調査を実施しその報告書を農林水産大臣に提出するとともに、原案作成委員会の事務局として、原案作成委員会を設置し、作成した原案を農林水産大臣に提出しました。

ア J A S規格の見直し等に係る規格調査

規格調査の内容は次のとおりです。

- 対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等J A S規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（生産・利用実態調査）
- 対象品目の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）
- 対象品目と国際規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

平成26年度は、農林水産大臣の指示を受け「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、調査実施法人として、指示を受けた8品目（17規格）について実施しました。（表6-7）

表6-7 J A S規格の見直し等に係る規格調査の対象品目数等

区 分	J A S規格 品目数（規格数）		
		飲食料品	林産物
生産・利用実態調査	5品目(8規格)	4(4)	1(4)
品質実態調査 【市販品検査件数】	2品目(5規格) 【69件】	1(1) 【54】	1(4) 【15】
国際規格整合性調査	8品目(17規格)	5(5)	3(12)

イ J A S規格等検査・分析手法の妥当性確認

J A S規格の見直し等に当たっては、アの規格調査のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改良及び分析値の信頼性を確保するため、分析手法の妥当性確認に係る調査分析を実施しています。この調査分析は、C o d e x、A O A C、I S O等国际的に認知されている分析手法についての文献調査及び関係検査機関等で利用されている分析手法についてのヒアリング調査を行うとともに、妥当性確認試験及び従来の分析手法と新たな分析手法の同等性確認試験を行っています。

また、学識経験者、規格品目に係る検査・分析の専門家等で構成する検討委員会を開催し、分析手法の妥当性確認試験の設計及び試験結果について検討・評価を行っています。

平成26年度は、調査分析及び検討委員会を表6-8のとおり実施しました。

表6-8 調査分析及び検討委員会実施状況

区分		品目数・分析項目数・実施回数
分析手法の調査	文献調査	2品目 2項目
	ヒアリング調査	7品目 12回
測定方法の確認試験	妥当性確認試験 (報告件数)	3品目 3項目 (1品目 1項目)
	分析手法の同等性確認試験	0品目 0項目
検討委員会	妥当性確認調査検討・評価委員会	3回

ウ J A S規格見直し等に係る原案作成

農林水産大臣から指示を受け、F A M I Cを事務局として組織する原案作成機関において2品目（2規格）について日本農林規格の制定・確認・改正又は廃止の原案の検討・作成を行い、原案を取りまとめ農林水産大臣に報告しました。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品の安全を脅かす問題や事故を防ぐためには、問題が起きる可能性や問題の程度（リスク）を小さくすることが重要であり、そのためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを知ることが不可欠です。このため、農林水産省では農林水産物や食品などが有害化学物質によってどれだけ汚染されているかを調査（サーベイランス・モニタリング）しています。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせることで人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となります。

FAMICでは、国が行う食品等のリスク管理に必要な不可欠な農産物や飼料中のかび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告しています。

平成26年度は、農産物1,130点、飼料1,516点、合計2,646点について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告しました。（表7）

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査点数

分析対象	分析項目	点数
農産物	食用麦かび毒（デオキシニバレノール（DON）・3-アセチルDON・15-アセチルDON、ニバレノール（NIV）・4-アセチルNIV、T-2トキシン・HT-2トキシン、ゼアラレノン）	904
	食用小麦かび毒（DON・3-アセチルDON・15-アセチルDON、NIV・4-アセチルNIV）	226
	計	1,130
飼料	かび毒（フモニシン、ゼアラレノン及びDON）	966
	有害金属（カドミウム、総水銀及び鉛）	525
	ダイオキシン類	25
	計	1,516
合計		2,646

さらに、信頼性の高い分析マネジメントシステムを構築するため、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、農林水産省の指示の下、国際的に妥当性が確認されている分析法の調査・検証を行い、標準となる手順を作成しています。

平成26年度は、農林水産省がサーベイランス・モニタリング計画において調査対象とした危害要因及び食品群について分析能力を確立するため、対象危害要因・食品の選定、分析法の情報収集、分析法に求める性能要件の検討、分析法の標準手順書原案の作成、試行、予備的妥当性確認を進め、以下の標準作業書及び標準作業書案を作成しました。

【標準作業書】

- ・LC-MS/MSによるゼアラレノン分析標準作業書（トウモロコシ加工品）
- ・GC-MSによるアクリルアミド分析標準作業書（ポテトスナック、ビスケット）
- ・LC-MS/MSによる米穀かび毒の一斉分析標準作業書
- ・GC-MSによる米穀赤かび毒の一斉分析標準作業書
- ・ICP-MSを用いた玄米中の総ヒ素、カドミウム、総水銀及び鉛分析標準作業書

・LC-MS/MSによるアフラトキシン類分析標準作業書（玄米）

【標準作業書案】

- ・フキ中のピロリジジナルカロイド（センキルキン）
- ・小麦中のマスクドマイコトキシン（DON-3-グルコシド）
- ・二枚貝中の下痢性貝毒（オカダ酸、ジノフィシストキシン）

平成26年度サーベイランス・モニタリング調査で、国が分析を委託したアクリルアミドの実態調査について、受託した検査機関より調査に使用した試料20点（洋菓子10点、和菓子10点）を入手し、作成したGC-MSによるアクリルアミド分析標準作業書にしたがって、平成27年2月にクロスチェックのための分析を行い、農林水産省に報告しました。

また、平成26年1月24日付けで取得した分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定（GC-MSによる小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験）について、平成26年11月28日に認定機関による1年目の適合性審査を受けました。この結果、不適合及び指摘事項はなく、認定試験所としてマネジメントシステムが適切に運営されていることが確認され、認定を維持しました。

8 国際関係業務

国際標準化機構（ISO）の国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っています。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供などに対応しています。

(1) ISOの国内審議団体としての活動

国際標準化機構／食品専門委員会（ISO／TC34）、木質パネル専門委員会／合板分科委員会（TC89／SC3）及び木材専門委員会（TC218）では、食品、飼料及び林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われており、これらの検討に積極的に関わるため、我が国も投票権のあるメンバーとして規格作成に関わっています。

FAMICは国内審議団体として各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について情報の収集、国内の意見の集約を行なうとともに、専門家会合への職員派遣等の活動を行っています。

平成26年度は、ISO／TC34、官能分析分科委員会（SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（SC17）、及びTC218の国内審議団体として、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を3回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に6回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めました。（表8-1）

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34	TC34 /SC16	TC34 /SC17	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議（派遣職員数）（注1）	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	1(1)	6回（6名）
国内委員会	0	1	1	1	0	3回

注1 この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン（liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO／TC165（木質構造専門委員会）はFAMICで国内審議団体とはなっていないが、TC89／SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ職員を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度等に関する国際調和のために、OECD等の国際会議に参加するとともに、FAO/WHO合同国際食品規格委員会（Codex委員会）に出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行いました。

なお、平成26年度は、国際会議等に4回参加しました。（表8-2）

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議等への参加実績

出席会議等	開催国	出張期間	出張者
OECD農薬作業部会生物農薬ステアリング会合等	フランス	H26.3.30～4.5	1名
第28回OECD GLP作業部会	アメリカ	H26.4.6～4.12	2名
国際農薬分析法協議会（CIPAC）関連会合（第58回CIPAC年次会合等）	ベルギー	H26.6.22～6.27	2名
OECD GLP現地評価	イギリス	H26.10.19～10.26	1名

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応

世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定（WTO・TBT協定）により、WTO加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きいものとなります。このため、コーデックスの議論に積極的に参加し、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させることが重要です。

FAMICでは技術的知見に基づき、政府出席者に対し支援を行っています。また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」及び一般財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っています。

平成26年度は、コーデックス関連の国内会議に12回出席しました。

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を受け、開発途上国等からの技術支援要請に対応するための専門家として役職員の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れ等を行っています。

平成26年度は、専門家として職員を1回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を4回実施しました。（表8-3）

表8-3 国際協力業務に関する実績

区分	実績
専門家の派遣 (派遣回数)	1回(1名)
外国人受入研修 (実施回数)	4回(34名/延べ9カ国)

(5) 国際獣疫事務局（O I E）コラボレーティング・センターとしての飼料の安全性に関する活動

F A M I CはO I Eの「飼料の安全と分析分野」におけるコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報収集や発信、技術協力等の取組を行っています。

平成26年度は、輸入飼料原料のモニタリング結果、分析法についてホームページに掲載しました。

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっています。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっています。

平成26年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はありませんでした。

10 依頼検査

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資（食品、林産物）の品質の検査を有料で行っています。

平成26年度は、該当する事案はありませんでした。

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、消費者の利益を保護するため、必要な調査、分析又は検査を実施するよう農林水産大臣から緊急の要請があったときは、FAMICの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしています。

平成26年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はありませんでした。

その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について次の対応を行いました。

肉骨粉等の原料として食品加工残さの使用が認められる見通しとなったことから、農林水産省から現在使用しているELISAキットの性能確認等を行うように依頼があり、試験を実施し農林水産省へ報告しました。

海外で流通しているが国内では未承認の組換え体塩酸L-リジンが輸入されているのではないかと疑義情報が農林水産省に入ったことから、農林水産省の要請に基づき、輸入塩酸L-リジンの採取及び分析を実施し、農林水産省へ報告しました。

平成19年以降、米国において主に中国産のペット用ジャーキーに起因すると疑われるペットの健康被害が報告されていることから、農林水産省の要請に基づき、国内で市販されている中国産のペット用ジャーキー18製品について、メラミン及び農薬（26成分）の含有量調査を実施し、その結果を農林水産省に報告するとともにホームページに公表しました。

農林水産省の要請に基づき、牧草の放射性セシウムの測定を6件実施し、その結果を農林水産省に報告しました。（再掲）

12 情報提供業務

農業生産資材（肥料、農薬、飼料等）や食品等の品質・安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果等、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく提供しています。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、FAMICが行う業務内容・公表事項、農業生産資材や食品等に関する情報等を、科学的観点から分かりやすくタイムリーに提供しています。

メールマガジンでは、FAMICホームページの新着情報、行事・講習会情報のほか、各府省庁等の報道発表資料、その時々話題等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を年4回発行しています。

その他、施設見学、農薬検査部一般公開、要請を受けて実施する子ども霞が関見学デー及び農林水産祭「実りのフェスティバル」への出展等を行っています。

平成26年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施しました。

表12-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 211回 アクセス回数 499,970回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・FAMICホームページの新着情報 ・行事・講習会情報 ・各府省庁等の報道発表資料 ・その時々話題 	配信回数 49回 延べ配信数 309,157通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報 ・表示のQ&A ・行政情報 	発行回数 4回 発行部数 22,000部 (毎回 5,500部)

(2) 相談業務

事業者から寄せられる、農業生産資材や食品等の品質・安全性、表示等に関する相談に対応するとともに、行政サービスの一環として消費者からの相談等に対応しています。

平成26年度は、10,078件に対応しました。(表12-2)

表12-2 相談件数

区分	相談件数
肥料	3,378件
農薬	135件
飼料及び飼料添加物	694件
愛玩動物用飼料	175件
土壌改良資材	49件
食品	5,647件
計	10,078件

(3) 講習会・研修会

地方公共団体、事業者等を対象に、農業生産資材や食品等の安全性・品質・表示等に関するテーマで、FAMICが有する専門的知識を活用した講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っています。

平成26年度は、講習会・研修会を計30回開催しました。(表12-3)

また、地方公共団体や事業者等が主催する講習会へ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を113回派遣しました。

表12-3 FAMICが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内容	実施回数	参加人数
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び検査分析技術並びに品質に関する表示に関する講習	7回	281名
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	1回	7名
飼料製造管理者資格取得講習会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	87名
飼料有害物質混入防止研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	493名
飼料抗菌剤GMP研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	226名
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、食品等の検査分析技術等に関する研修	7回	133名
飼料等安全性検査技術取得研修	地方公共団体職員	行政職員として飼料の分析技術等を取得するための講習	2回	10名
計			30回	1,237名

13 調査研究業務

レギュラトリーサイエンスを推進していく中で、肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の導入、開発・改良、実用化の促進が不可欠です。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や開発・改良のための調査研究に取り組んでいます。

平成26年度は、肥料について12課題、農薬について3課題、飼料等について10課題、食品等について19課題、合計44課題の調査研究を実施しました（表13）。

表13 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概要
肥料	性能規準及び妥当性の確認試験（1課題）	・水溶性けい酸試験法（平成26年度終了）
	肥料の分析法の開発及び改良（8課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・高速液体クロマトグラフ質量分析法による肥料中のスルファミン酸（平成26年度終了） ・誘導結合プラズマ質量分析法による液状汚泥肥料中の重金属等（カドミウム、ニッケル、クロム、鉛及びヒ素）（平成26年度終了） ・還元気化原子吸光法による液状汚泥肥料中の水銀（平成26年度終了） ・イオンクロマトグラフ法による肥料中の塩素（平成26年度終了） ・原子吸光法による肥料中のナトリウム（平成26年度終了） ・亜りん酸（塩）を含む固形肥料中のりん酸（平成26年度終了） ・誘導結合プラズマ発光分光分析法による液状肥料中の水溶性主成分（平成26年度終了） ・高速液体クロマトグラフ法による肥料中の亜硝酸及び硫青酸化物（平成26年度終了）
	肥料の有効性及び安全性の確保（3課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収について、供試作物にニンジン、ホウレンソウを用いたデータの蓄積（平成27年度継続） ・肥料分析の精確性の維持に必要な肥料認証標準物質（FAMIC-B-14）を開発し、外部有識者5名からなる調製部会において認証値及び認証書の承認を受けた。（平成26年度終了） ・現在販売している肥料認証標準物質（FAMIC-A-10, FAMIC-B-10, FAMIC-C-12及びFAMIC-A-13）の長期安定性モニタリング試験（平成27年度継続）
農薬	農薬の河川一次生産者（水生植物）に対する環境影響評価手法の高度化の検討〔浜松ホトニクス株式会社との共同研究〕	クロロフィル遅延発光を利用したウキクサ生長阻害試験の簡易スクリーニング方法の検討については、異なる作用機作を持つ除草剤計13剤を用いて実施した。カワヂシャ幼体を用いた生長阻害試験法の開発については、除草剤プレチラクロールを用いて生長阻害試験を実施し、試験条件の確認を行うとともに、供試生物の室内培養法に関する検討を行った。（平成27年度継続。水草研究会第36回全国集会、第20回日本環境毒性学会研究発表会において発表。）
	土壌に残留した農薬の後作物残留リスクに関する評価法の検討〔独立行政法人農業環境技術研究所 ^{*1} との共同研究〕	実験室内において、ポット栽培での後作物残留試験を一定条件下で実施し、後作物中農薬濃度と土壌から水で抽出される農薬量（乾土当たりとし、水抽出農薬濃度という）との関係を調査した。また、水抽出農薬濃度の予測並びに後作物中農薬濃度の推定の検討を行った。（平成27年度継続。共同研究者が13th IUPAC International Congress of Pesticide Chemistry、日本農薬学会第40回大会において発表。）

	課題名	概要
農薬	農耕地における土壌環境中予測濃度算定のための土壌中の農薬動態解析手法の改良〔国立大学法人東京農工大学との共同研究〕	土壌中農薬動態予測モデルで土壌中予測濃度（土壌PEC）を算定する手法の改良等を進めるため、(1) 日本の地理・気候条件等を踏まえた標準シナリオの検討、(2) 砂壤土での水収支計算に必要なパラメータの決定、(3) システムバリデーション工程の導入によるモデルの操作性の向上等を図った。また、モデルの操作マニュアルを作成した。（平成26年度終了。共同研究者が13th IUPAC International Congress of Pesticide Chemistry、日本農薬学会第40回大会において発表。）
飼料等	飼料分析基準に関する試験法の開発及び改良（7課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾牧草中の2,4-D及びその関連物質の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による定量法の確立（平成26年度終了） ・ 飼料用イネ中のエチプロール他5成分の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成26年度終了） ・ 飼料用イネ中のオキサジクロメホン他2成分の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成26年度終了） ・ 稲発酵粗飼料及び粃米中のオキシロニック酸の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による定量法の確立（平成26年度終了） ・ 穀類、乾牧草、稲わら及び稲発酵粗飼料中の含リンアミノ酸系農薬の液体クロマトグラフトンデム型質量分析計による同時定量法の確立（平成26年度終了） ・ 飼料中のジカンバのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の妥当性確認（平成26年度終了） ・ 飼料中の監視伝染病等7血清型サルモネラのマルチプレックスPCR法による迅速同定法の確立（平成26年度終了）
	愛玩動物用飼料等の検査法の開発及び改良（2課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛玩動物用飼料（ドライ及びセミドライ製品）中のプロピレングリコールのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法の確立（平成26年度終了） ・ 愛玩動物用飼料等の検査法収載法のスナック製品等への適用のための妥当性確認（重金属等、添加物）（平成26年度終了）
	抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌発現モニタリング調査・解析（1課題）	家畜・鶏の糞便から分離された腸球菌について微量液体希釈法により薬剤感受性試験を行った。（平成27年度継続）
食品等	ゴボウの原産国判別マニュアルの判定方法の見直し	元素分析を用いたゴボウの原産地判別マニュアルの見直しを行った。併行精度が上がるよう前処理を変更した。国産77点、外国産45点の元素濃度を測定し、その結果を解析して、特異度99.9%（国産を正しく判別する確率の推定値）、感度64%（外国産を正しく判別する確率の推定値）の判別モデルが得られた。この判別モデルに基づいてマニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。（平成26年度終了）
	タマネギの原産国判別マニュアルの判定方法の見直し	元素分析を用いたタマネギの原産地判別マニュアルの見直しを行った。信頼性を確認するため、国産試料29点、外国産試料41点を入手し、元素濃度を測定した。既存の判別モデルに当てはめ判別した結果は、国産の97%（28/29）、外国産の90%（37/41）を正しく判別し、国産、外国産ともマニュアル制定当時の判別得点の分布に差があるとはいえなかった。（平成26年度終了）

	課題名	概要
食品等	元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析によるサヤエンドウの原産地判別法の検討	サヤエンドウについて元素分析及びストロンチウム安定同位体比（ $87\text{Sr}/86\text{Sr}$ ）分析を用いた原産地判別の可能性を検討した。平成26年度に国産59試料、中国産20試料、タイ産30試料を収集し、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を行った。平成18～19年度に収集し測定した国産42試料、中国産37試料の元素濃度の結果と合わせて、年度や産地の組み合わせを変えて判別モデルを構築したところ、平成26年度に収集した試料での国産と中国産の判別では、特異度99.9%、感度55%の判別モデルが得られた。国産とタイ産については、過去の測定元素と同じ9元素での判別では感度が7%以下となり、判別は困難であると考えられた。ストロンチウム安定同位体比分析による判別については、年度や産地の組み合わせを変えても感度が18%以下となり、単独での判別は困難であると考えられたが、元素分析との組み合わせによる判別に使用できる可能性があると考えられた。（平成27年度継続）
	元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析によるアスパラガスの原産地判別法の検討	アスパラガスについて元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を用いた原産地判別（国産と外国産）の可能性を検討した。国産（105試料）と外国産（113試料）の元素濃度を測定し、そのうち6元素（Co、Ni、Rb、Sr、Na及びCa）の測定結果を使用し、アスパラガス判別モデルを構築したところ、特異度99.9%、感度74%の判別モデルが得られた。ストロンチウム安定同位体比を用いることにより、元素分析のみでは判別が困難であったフィリピン産について、判別精度の向上の可能性が示された。（平成26年度終了）
	水同位体比アナライザーによるしょうが等の原産地判別法の検討〔独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 ^{※2} （以下「食総研」という。）との共同研究〕	水同位体比アナライザーを用いて、野菜の水分の水素及び酸素安定同位体比を測定し、この装置を野菜の原産地判別の検討に利用できるかどうかを確認した。しょうがとかぼちゃについて測定した。しょうがについては、判別の可能性が示されたため、判別モデルを構築したところ、国産と中国産の判別において、特異度77%、感度81%の判別モデルが得られた。一方、かぼちゃについては、分析上の問題点が多く、検査に適用するのは困難なことがわかった。（平成26年度終了）
	二重収束型ICP-MS（ELEMENT2）を用いたストロンチウム安定同位体比分析による農産物の産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕	二重収束型ICP-MSとこれまでFAMICが検討に用いてきた大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所の保有するマルチコレクター型ICP-MSとのストロンチウム安定同位体比測定の性能を比較するため、同一の試料の測定結果を比較した。 二重収束型ICP-MSの測定精度は、マルチコレクター型ICP-MSに比べて1桁以上劣る精度であったが、想定値の差は全て許容値0.0010以下であった。よって、マルチコレクター型ICP-MSに比べて精度は劣るものの、農産物の産地判別のためのストロンチウム安定同位体比分析に利用できる可能性が示された。（平成26年度終了）
	脂肪酸分析によるマダイの養殖魚判別法の検討	平成25・26年度で天然マダイ50件、養殖マダイ44件（平成26年度分は天然マダイ25件、養殖マダイ22件）の脂肪酸分析を実施し、リノール酸/パルミチン酸組成比を指標とした結果、天然マダイの100%（50/50）、養殖マダイの100%（40/40）を正しく判別することができた。事前運用試験を実施し分析法の確認を行った。（平成26年度終了）
	近赤外分光分析法によるマカロニ類の原料のデュラム小麦とデュラム小麦以外の小麦の判別法の検討	原材料にデュラム小麦のみ使用した旨の表示のあるマカロニ類に普通系小麦（パンコムギ）が混入しているか否かを近赤外分光分析法及びDNA分析により判別可能かどうか検討した。その結果、近赤外分光分析法では海外製造品等で適用範囲外となることが分かった。DNA分析では、普通系小麦の割合に対する相関が見られ判別の可能性が明らかになったことからマニュアル案を作成して事前運用試験を実施したところ、想定どおり判別できた。（平成26年度終了）

	課題名	概要
食 品 等	軽元素安定同位体比分析による小麦加工品(うどん類)の原料小麦の原産地判別法の検討〔食総研との共同研究〕	小麦加工品の原料小麦の原産地判別法を軽元素安定同位体比分析により開発した。その結果、特異度99.95%、感度98%の判別モデルを構築した。事前運用試験を行い、分析法の妥当性を確認した。(平成26年度終了)
	元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析による冷凍ほうれんそうの原料産地判別法の検討	冷凍ほうれんそうについて、元素分析及びストロンチウム安定同位体比分析を利用した産地判別の可能性を検討した。国産、中国産の判別において、元素分析では特異度99.97%、感度95%の判別モデルが得られ、ストロンチウム安定同位体比分析では、特異度99.96%、感度88%の判別モデルが得られた。元素分析については、マニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。ストロンチウム安定同位体比分析については、手順書案を作成した。(平成26年度終了)
	元素分析によるたけのこ水煮の原料原産地判別法の検討	たけのこ水煮について、元素分析を用いて原料原産地判別法の検討を行った。その結果、国産、中国産の判別において、特異度99.7%、感度11%となったことから、ストロンチウム安定同位体比分析のデータを変数の一つとして加え、再解析を行ったところ、元素分析のみの場合よりも判別結果は向上した(特異度99.6%、感度44%)。しかしながら、ストロンチウム安定同位体比分析のみの場合が最も良好な判別結果となった(特異度99.9%、感度49%)。(平成26年度終了)
	乾しいたけの栽培方法及び原料原産地判別マニュアルの判別方法の見直し	乾しいたけについて、元素分析を用いた栽培方法及び原料原産地判別マニュアルの見直しを行った。既存のマニュアル作成時にはなかった国産菌床乾しいたけ25点を入手し、元素濃度を測定した結果、栽培方法が菌床栽培品と判別されることを確認した。新たに測定した国産原木栽培品12点、中国産原木栽培品8点、中国産菌床栽培品11点を加え解析を行い、栽培方法と原料原産地の判別モデルを作成した。栽培方法については原木栽培品と菌床栽培品において、特異度99.9%、感度97.8%の判別モデルが得られ、原料原産地については国産原木栽培品と中国産原木栽培品において、特異度99.9%、感度64.0%の判別モデルが得られた。これらの判別モデルに基づいてマニュアル案を作成し、事前運用試験を行った。(平成26年度終了)
	水同位体比アナライザーによる果実飲料の原料果汁のストレート及び濃縮還元判別法の検討〔食総研との共同研究〕	ぶどう果汁及びりんご果汁を対象として、水同位体比アナライザーを用いて水分の酸素安定同位体比を測定し、ストレートと濃縮還元の判別の可能性を検討した。ぶどう果汁について判別の可能性が示唆された。そこで判別基準値を設定して判別したところ、濃縮還元の99%(10/11)、ストレートの100%(29/29)を正しく判別することができた。一方、りんご果汁については、両者の酸素安定同位体比に有意差は認められず、判別が難しいことがわかった。(平成26年度終了)
	軽元素安定同位体比分析によるそば粉の原料原産地判別法の検討〔食総研、一般財団法人日本穀物検定協会、長野県工業技術総合センターとの共同研究〕	そば粉について軽元素安定同位体比分析を用いた原料原産地判別法を検討した。その結果、玄そばの部位間に差があること及びその影響を前処理により軽減できることを確認した。また、国産34点、外国産26点を測定し、国産-中国産で判別の可能性があることを確認した。しかし、長野県産及びアメリカ産を判別できないことが分かった。(平成27年度継続)

	課題名	概要
食品等	もち米加工品（もち、和菓子）の原料米へのうるち米混入の判別法の検討	もち米加工品の原料米の表示がもち米のみの製品について、DNA分析により、うるち米の意図的混入を判別する方法を検討した。PCR産物の量を数値化できる全自動電気泳動装置を用いて、PCRにより増幅されたうるち米のDNA量を数値化して客観的に判別する方法を検討した。2種類のもち米にうるち米を段階的に混合した模擬試料（うるち米0～20%）を作成し検討したところ、うるち米の割合が増加するとPCRによるDNA量の増加が数値により確認できた。もち米とうるち米品種の組み合わせを変えた7種類の模擬試料（うるち米の割合は5.0及び10%）を分析したところ、品種の組み合わせの違いにより、うるち米の混合濃度が同一の模擬試料間であっても、数値化されたうるち米のDNA量に違いがあった。この原因は不明である。このことから、検討した手法によるうるち米の意図的な混入の判別は困難と判断した。（平成26年度終了）
	もちへのとうもろこしでん粉混入の判別法の検討	もち加工品について、DNA分析を用いて使用されたとうもろこしでん粉の混入の検知及び割合推定の検討を行った。5%とうもろこしでん粉を含むもち模擬試料から、とうもろこしでん粉を検知することが可能であった。しかし、もち原料及びとうもろこしでん粉の種類によって、DNA抽出効率が異なることから、とうもろこしでん粉の混入割合を推定することは困難であった。（平成26年度終了）
	豚肉及び豚肉加工品の原料豚品種判別法の検討	黒豚（パークシャー）とそれ以外の一般的に流通する豚について、農林水産先端技術研究所が開発したDNA分析による方法をより簡便な方法に改変した。パークシャーの100%（29/29）、それ以外の一般的な豚の97%（91/94）を正しく判別することができた。得られた方法について4試験室で事前運用試験を行い、4試験室全てにおいて配付した試料が正しく判別された。（平成26年度終了）
	牛の黒毛和種、ホルスタイン及び交雑種判別マニュアル並びに国産牛肉と外国産牛肉（豪州及び米国）の判別マニュアルの見直し	生鮮品を対象としている牛肉の判別マニュアル「黒毛和種、ホルスタイン及びその交雑種判別マニュアル」（黒毛和種判別）、「国産牛肉と外国産牛肉（豪州及び米国）の判別マニュアル」（産地判別）について、加工品への適用の検討を行った。牛肉加工品及び副原料の分析を行い、加工品へ適用可能なことを確認した。黒毛和種判別マニュアルについては分析法の簡便化についての検討を行った結果、黒毛和種判別の新規6マーカーによる方法は、黒毛和種の99%（111/112）、ホルスタイン種の100%（101/101）、交雑種の90%（93/103）、外国種の28%（11/40）、その他牛種の6%（1/17）を正しく判別することができた。得られた方法は現行の方法と比較して、電気泳動が簡便となり、特異度も向上した。（平成26年度終了）
	DNAシーケンスマニュアルの見直し（シーケンス可能な種の拡充）	偽装の可能性がある生物種のうち、これまでにFAMICが分析をしていない20種について、既存の方法又は新たに設計したプライマーを用いることにより、シーケンスによる種判別が可能となった。（平成26年度終了）
計 44 課題		

※1 現在の国立研究開発法人農業環境技術研究所

※2 現在の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所

Ⅲ その他

1 内部統制

FAMICでは業務の信頼性を確保するため、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進し、内部統制の充実・強化に努め、次の取組を実施しました。

(1) 適切な法人運営を行うとともに継続的な業務改善活動を推進するため、次の取組を行いました。

① 役員会を10回開催し、法人運営に関する重要事項について審議・決定し各部長等に指示を行いました。また、役員・所長等会議を4回開催し、組織、管理、経理及び業務等の決定事項について周知徹底しました。

② 年度計画に基づく各部門の業務進捗状況を四半期ごとに取りまとめ、役員会において審議することにより予算の執行状況と業務の進捗状況を一体的に把握し、以後の業務執行に対する指示を行いました。

③ 業務運営(会計を含む。)の横断的な内部監査を役員直属の組織である業務監査室において行い、その結果についてマネジメントレビュー等で審議し、業務運営の改善に反映させました。会計監査については、リスクアプローチにより監査重点項目を抽出した上で実施しました。

また、監査能力の維持・向上を図るため、新たに業務監査室に配置された1名に外部研修機関が実施するISO9001内部監査員研修を受講させました。

④ 平成26年度の内部監査の結果、平成25年度の業務実績の評価等を踏まえてマネジメントレビューを実施し、優先的に対応すべき重要な課題等への対応について、理事長から本部の部長に対して指示が出されました。

また、マネジメントレビューにおける理事長指示への対応状況について取りまとめ、理事長へ報告しました。

⑤ コンプライアンス委員会において平成26年度のコンプライアンスの取組についての審議を行いました。また、グループウェアを通じてコンプライアンス・マニュアルについて役職員へ周知徹底を図るとともに、コンプライアンス基本方針に基づき、国家公務員倫理及び服務規律の遵守、交通事故・違反の防止等について役職員への周知を図りました。さらに、管理者研修、主任調査官等研修、専門調査官等養成研修及び新規採用者研修の各階層別研修において、基本方針、行動理念及び行動方針を始めとするコンプライアンスに係る講義を行い、周知徹底を図りました。

⑥ 平成25年度の業務について監事による監査が行われ、中期計画及び年度計画の達成状況や業務運営の合理化・適正化等についての報告書が理事長に提出されました。理事長は、報告書において優先的に対応すべき重要な課題として指摘された課題について職員に対応を指示し、その対応状況を取りまとめて監事に報告しました。

⑦ 独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、平成25年度の財務諸表等について監査法人による監査を受けました。その結果、会計報告については準拠すべき会計基準に従い適正に処理されていること、その財務状況、運営状態等に関する情報が正しく表示されていることが確認されました。

⑧ 理事長自らが、各地域センターへ赴き、年度計画の内容やFAMICが果たすべき使命等について、全職員への説明と意見交換を行いました。

なお、内部統制について、一層の充実を図るため、理事長のリーダーシップの下、リスク管理対応体制の確立等に取り組み、労働安全衛生におけるリスクの洗い出し等を行いました。

(2) 国民の目線を取り入れた業務改善活動として、外部の有識者による「業務運営懇談会」を開催

し、平成25年度業務実績評価、平成26年度計画と実施状況、独立行政法人の見直しなどについて説明し、外部の有識者からご意見をいただきました。また、前年度にいただいたご意見に対しては、対応状況についてフォローアップを行い、報告しました。

2 環境に配慮した活動

FAMICでは、専門技術知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等を主な業務として実施していますが、これら業務の実施に当たっては、業務により生ずる環境負荷を低減させていくことが重要であると考え、毎年度、省エネルギー・省資源、リサイクル率アップ、グリーン購入など取組みの具体的な目標となる環境計画を策定し、環境負荷の低減に向けた活動を推進するとともに、電気、ガソリン、灯油、A重油、都市ガスの使用実績、用紙類の使用量、廃棄物の処理について確認し計画の達成状況の把握や課題の検証に役立てています。

また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年6月2日法律第77号）に基づき、平成26年度に取り組んだ環境活動の内容について「環境報告書2015」を作成し、ホームページ上で公表しています。

平成26年度環境計画			
農林水産消費安全技術センター (略称：FAMIC)			
<p>1. 環境報告書の報告対象となる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 平成26年度（平成26年4月～平成27年3月） ・対象組織・分野 本部、横浜事務所及び全地域センターのすべての業務を対象とする。 <p>2. 事業活動に係る環境配慮の計画</p> <p>FAMICでは環境に配慮して平成26年度には次のような事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、FAMICにおいては事務所毎に夏季の節電対策を策定し、節電について強力に推進していきます。</p>			
項目	平成26年度目標	取組・具体的な行動	関係法規等
省エネルギー ・省資源	○電気使用量の抑制	<p>○省エネルギー型OA機器等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、買換え及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器・分析機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズは5月1日から10月31日までの間とする。 ・冷房中のブラインドの使用の 	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号） <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）

		<p>励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 <p>○環境基準適合車への更新の推進</p> <p>○公用車更新の際は、環境基準適合車へ更新。</p>	
廃棄物の適正処理	○廃棄物、廃液の適正処理	<p>○資源ゴミの分別、実験室廃液の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収を行う。 ・実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理を行う。 	<p>1. 法律</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</p>
廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	<p>○廃棄物の削減</p> <p>○用紙類の削減 (使用量は、平成23年度実績を目標とする。)</p> <p>○再使用・リサイクル率アップ</p>	<p>○廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 <p>○試薬類の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 <p>○用紙類の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用の促進。 ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。 <p>○再使用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。 	<p>1. 法律</p> <p>○「環境基本法」(平成5年法律第91号)</p> <p>○循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)</p> <p>○資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)</p> <p>2. 政府方針</p> <p>○「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)</p>
環境汚染物質の排出削減	<p>○P R T R 指定物質の排出削減</p> <p>○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな取組の実施</p>	<p>○ドラフトチャンバーの整備など環境中への排出を削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラフトチャンバー及びスクラバーの定期的点検・整備 <p>○環境汚染物質等の排出削減を促進するための新たな分析法の積極的な開発及び改良の促進</p>	<p>1. 法律</p> <p>○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)</p>
グリーン購入	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入率(100%)	○事務用消耗品類のグリーン商品の購入	<p>1. 法律</p> <p>○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)</p>

環境についての知識向上、啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ○環境についての啓発活動等の実施 ○環境情報の共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に対する職員への啓発 ○ネットワークを利用した各種環境情報の共有化 	
社会とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○社会・地域とのコミュニケーションの促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度版環境報告書の発行及びホームページへの掲載 ○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明 ○ホームページの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 法律 ○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)

(http://www.famic.go.jp/public_information/kankyo_report/index.html)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 050-3797-1826 (ダイヤル)

FAX 048-600-2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>